



横浜事務所 〒221-0056
 横浜市神奈川区金港町 6-3 横浜金港町ビル 3 階
 TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

赤坂事務所 〒107-0052
 東京都港区赤坂 2-23-1 アークヒルズフロントタワー RoP701 号室
 TEL 03-6435-5255 FAX 03-6435-5256

アメリカのファストフード店に見るマネジメント方法の経済合理性

アメリカに行って、ハンバーガーショップなどに入ると「If we don't give you a receipt with your order, then your order is free. (ご注文時にレシートをお渡ししなかった場合にはお客様のご注文を無料にいたします。)」という宣言ボードがレジ横に設置してあり、ビックリしたことがあります。

飲食店や小売店のオーナーは、営業時間中に回収した現金の合計とレジのデータが一致するかをレジ係に確認を求め、現金不足のときにはレジ係にその埋め合わせを要求します。この辺りが日本の雇用に関する法体系と異なりますね。

売上の何割かをレジに打ち込まなければ、レジ係はこの管理体制を欺くことができるわけです。食材などの棚卸在庫の減少とレジデータの取引を検証できれば把握はできるかもしれませんが、定期的に行うのは労力がかかりすぎます。その点、レジ横に設置した上述のボードは非常に効果的です。

性悪説的に考えると、レジ係は10ドルの売上げをレジに打たなければ、営業時間終了後会計データのエラーを発生させずに10ドルを自分のものにできてしまう・・・

オーナーはレジ係がすべての取引を打ち込んでいるか検証するために監視用設備を導入することもお目付け役を雇うこともなく、レシートを受け取り損ねたお客様に売上を無料にする値引きを提供すると約束することで、オーナーは費用をかけずにお客様にレジ係を監視させているというのが実態です。上述の宣言ボードの続きには「If you tell us straight away that is! (発生したときはいつでも、直ちにおっしゃってください!)」と、念押しまでされてます(笑)。

従業員をモニターするには一番よく見える客にしてもらおうのが合理的ということですね。

所得拡大促進税制で一石二鳥

最近の税制改正は法人の税負担の軽減に重点が置かれ、個人にメリットがあるような改正はほとんどなかったのですが、今回は個人にとって少し明るいニュースになりそうです。

所得拡大促進税制、「すなわち従業員の給与を上げたら会社の税金を安くしてあげますよ」制度の適用要件が緩和され、より利用しやすくなりました。

従前は給与等支給額が基準年度の給与等支給額より 5%以上増加すれば増加額の10%の法人税額控除が認められたのですが、この 5%という割合が一定期間軽減されることになり、平成27年4月1日より前に開始する事業年度については 2%、平成27年4月1日～平成28年3月31日までの間に開始する事業年度については 3%、そして平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度に 5%に戻ります。(税額控除額は変わらず10%となります) また、割合以外の要件として①給与等支給額が前事業年度の給与等支給額を下回らないこと②平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を超えていること、も満たす必要があります。5%というハードルが高いと感じていた企業が多かったのかもしれませんが、2%であればそれほど多くの負担感もないのではないのでしょうか。(例：年収500万→510万円) 個人としては2%でもありがたいものです！

この改正は平成26年4月1日以降に終了する事業年度から適用になるので、それより前に終了する事業年度は5%で判定することになるのですが、遡及制度を活用することができます。例えば、26年3月期における増加率3%の場合、新要件はクリアしているものの改正施行日前のため26年3月期の申告ではこの制度の適用を受けることができません。しかし27年3月期に増加率が4%で適用を受けるときに、26年3月期分の控除を上乗せすることができます。(27年3月期に2%未満で適用不可の場合は26年分の控除もできません)

従業員の皆さんは、この制度を経営陣にそれとなくアピールして昇給を勝ち取りましょう！